

公立宮城第85号
平成23年7月6日

各所属所長 殿

公立学校共済組合宮城支部長
(公印省略)

災害見舞金及び災害見舞金附加金の請求手続きについて（通知）

このことについて、平成23年4月12日付け公立宮城第85号で通知しておりますが、この度の災害が前例にない被害状況であるため、県内の共済組合間で統一した判定基準を設けるべく協議を重ね、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴所属組合員に周知願います。

記

1 災害見舞金及び災害見舞金附加金

組合員又はその被扶養者が不慮の災害により、住居や家財に損失を受けたことに対するお見舞いとして行う給付で、健康保険にはない共済組合制度独自の給付です。損害保険の損害を補填する性格とは異なります。

2 給付対象者

地震、津波等の災害により被災された組合員又はその被扶養者の住居又は家財に対して、り災証明書により「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」のいずれかの判定をされた方。

3 損害の程度の判定

（1）住居について

- ア 市町村長が発行した「り災証明書」により判断します。
- イ 大規模半壊以下の判定を受けた場合であっても、住居を取り壊さなければならない場合や、借家等が被災し、大家の意向により退去しなければならない場合には、「全壊」として取扱いますが、修繕のための一時的な退去の場合には、り災証明書の判定を損害の程度として判断します。
- ウ 集合住宅等についても、戸建て住宅と同様にり災証明書で損害の程度を判断します。
- エ り災証明書の判定が「一部損壊」の場合であっても、床上浸水があった場合は、災害見舞金附加金の対象となりますので、り災の程度に関する申立書にその水位を必ず記載してください。
- オ 建築中の建物については、支給対象となりません。

（2）家財について

- ア 組合員からの「り災の程度に関する申立書」による被災割合により判断します。
- イ 「り災の程度に関する申立書」に社会生活上必要な一切の財産を記入願います。主な家財を次の表のとおりまとめてみたので、参考にしてください。

| | |
|-------|---|
| 家 具 | ・食器棚・食器一式・台所用品一式・タンス・ベッド・ソファー ・カーテン・テーブル・机・カーペット等・本棚・時計・テレビ台 |
| 衣 類 等 | ・衣類一式・寝具類一式・靴一式・バック |
| そ の 他 | ・テレビ・音楽ラジカセ類・電子レンジ・冷蔵庫・電話機・カメラ ・炊飯器・冷暖房機類・洗濯機・パソコン・プリンタ・ガスコンロ ・コタツ・掃除用具一式・書籍類・自転車・自動車 |

4 り災の程度に関する申立書について

当初の通知（平成23年4月12日付け公立宮城第85号）から変更になりましたので、これから提出される方は、【別紙】により申立て願います。

※既に提出済みの方は、聴き取り等により判断しますので新たな提出は必要ありません。

5 損害の程度及び支給月数

| 損害の程度 | | 共済組合の判定 別表第一（本法第73条関係） | 支給月数 | |
|-------------------------|----------------|--|------|-------------------|
| 住居 (り災証明書の 判定による) | 家財 (申立書による) | | 見舞金 | 附加金 |
| 全壊 | 100% | 1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき | 3月 | 見舞金 の額 ×0.6 |
| | | 1 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき | 2月 | 〃 |
| 大規模半壊 | 99% ～50% | 1 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき | 1月 | 〃 |
| | 49% ～34% | 1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき | 0.5月 | 〃 |
| 半壊 | 33% ～20% | 1 住居又は家財の5分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき | | 給料 ×0.5 |
| | | | | |
| 一部損壊 | 19% 未満 | 対象となりません。 | | |

6 支給額の算定

(1) 災害見舞金

住居、家財それぞれにつき別個に上記の表に定める支給月数を合算し、平成23年3月1日現在の掛金の基礎となる額に乗じて得た金額に、施令で定める数値※を乗じた金額となります。

※一般の職員である組合員・・・1.25 特別職の職員である組合員・・・1

(2) 災害見舞金附加金

災害見舞金を支給する場合は、災害見舞金の額の100分の60に相当する額を支給し、災害見舞金を支給する損害の程度にいたらない場合（住居又は家財の5分の1以上の焼失又は滅失したとき）は平成23年3月1日現在の掛金の基礎となる額の100分の50に相当する額に、政令で定める数値※を乗じた金額となります。

7 請求手続き等

共済組合から災害見舞金の請求ができる組合員として通知を受けた方は、次の書類を提出して下さい。

- ①災害見舞金請求書（請求書上有る市町村長等の証明欄は、り災証明書があれば空白で結構です。）
- ②り災証明書（原本又は原本証明（所属所長が証明）したもの。）
- ③り災の状況（住居、家財）が分かる写真を数枚（立ち入り禁止等により、写真が撮れないときは不要です。）

| |
|---|
| 担当：給付班 大内 TEL：022-211-3676 FAX：022-211-3695 |
|---|

り災の程度に関する申立書

【住居】

| | | | |
|---|-------------------------|-----------------------------------|--------|
| 組合員証番号 | 組合員氏名 | 所属所名 | |
| | | | |
| ※同一世帯に他の地方公務員がいる方は記載してください。 | 氏名 | 共済組合名 | 組合員証番号 |
| 組合員又は別居の被扶養者の住所(り災時の住所) | 県市・郡 | | |
| り災証明書による判定 (いざれかに○を付けてください。) | 1 全壊 2 大規模半壊 3 半壊 | ア そのまま居住する。 イ 取り壊す。 ウ 立ち退く。 | |
| ※り災証明書の判定は「一部損壊」であるが、床上まで浸水した方はその水位を記載してください。 | 水位 cm | | |

(注) ① 住居(自宅、公営住宅、借家等の種類を問いません)のみが対象です。

② 同一敷地内に複数棟の住居がある場合、又は別居している被扶養者がいる場合は、住居の被害の程度を合算の上算定しますので、それぞれ、り災証明書を申請してください。

【家財】

| 品名 | 家財の総額 | | | り災損害額 | | |
|---------|-----------------|----|-------|-------|-------------------------|-------|
| | 数量 | 単価 | 金額(A) | 数量 | 単価 | 金額(B) |
| 家具類等 | | | | | | |
| 衣類等 | | | | | | |
| その他 | | | | | | |
| 総額 | | | | | | |
| (り災の程度) | <u>り災損害額(B)</u> | | | = | <u> </u> | % |
| | 家財の総額(A) | | | = | <u> </u> | |

(注) ① 家財は、社会生活上必要な一切の家財をいい、山林・田畠・貸家・宅地・現金・有価証券預貯金・骨董品等は含まない。

② 自家用車両(自動車・バイク・自転車)は、日常使用するものとして家財に含まれる。

③ 衣類等は、「紳士服・婦人服一式」等での記入も可。

④ 家財総額及びり災損害額の金額は、原則として再調達価格とする。

※再調達価格とは、同等の物を新たに建築あるいは購入するために必要な金額のこと。

複数枚での提出も可能です。

